

## おらほの **納 税** 教室

### 確定申告とは？

所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

#### 確定申告をする必要がある人

- 各種の所持金額の合計額が所得控除額の合計額を超える場合において、納付すべき所得税額が発生する人
- 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- 1カ所から給与を受けていて、それ以外の各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える人
- 給与を2カ所以上から受けていて、主たる給与以外の給与収入額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計金額が20万円を超える人

※ 公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金など以外の所得金額の合計額が20万円以下である場合、確定申告をする必要はありません。

※ 所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受けようとする場合は、確定申告書を提出する必要があります。

※ 所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

#### ■平成29年分の確定申告時に必要な書類（共通）

必要書類	備考
確定申告書	税務署から配布されたもの。または、インターネットなどで作成したもの
給与の源泉徴収票など	平成29年中の収入額がわかるもの
各種控除に必要となる書類	生命保険料・地震保険料などの控除証明書、社会保険料・国民年金などの領収書、障害者手帳など
印鑑（認印）	浸透印でないもの
被扶養者の所得がわかる書類	扶養（配偶者）控除を受ける人のみ
マイナンバーカード（通知カードと本人確認書類）	平成29年分確定申告の際に必要なですので、申告当日までに準備してください

※ **所得の種類により**、上記以外にも提出いただく書類があります。詳しくは、税務署または町民税務課税務係までお問い合わせください。

#### インターネットを利用して確定申告書を作成できます！

国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書が作成できます。また、マイナンバーカードを取得した上でICカードリーダーを準備することにより、自宅のパソコンなどから確定申告手続きを済ませることができます。申告期間中は会場が大変混雑しますので、インターネットなどを利用した申告がお勧めです。

※ 「おらほの納税教室」では、広報10月号から2月号にかけて確定申告について掲載していきますので、確定申告の準備をよろしく願います。

## そろそろ「確定申告」の準備を！

### 町県民税の誤賦課について（お詫び）

雑損失の繰越控除額の計算方法に誤りがあったため、平成25年度以降の町県民税の一部が誤賦課となっていることが判明しました。

還付または追加徴収の対象となる人には順次変更通知を差し上げますので、通知内容のご確認をお願いします。

皆様にご迷惑をお掛けし、謹んでお詫び申し上げます。

### 消費税の軽減税率制度に関する説明会

町と気仙沼税務署では、事業者の皆さんを対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者の皆さんに関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。なお、会場の都合上、席に限りがありますことをあらかじめご了承ください。

#### 開催日時

10月18日（水）、19日（木）  
 時間は、両日とも午後1時30分から2時30分まで  
 ※説明内容はどちらも同じ内容です。

#### 場所

ベイサイドアリーナ  
 文化交流ホール  
 ☎ 気仙沼税務署 ☎ 22-6780（代表） 総務課（内線11・12）



### \* 今月の税 \*

町県民税…第3期  
 国民健康保険税…第5期  
 介護保険料…第4期  
 後期高齢者医療保険料…第4期

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

口座振替日  
 10月25日（水）

納付期限  
 10月31日（火）